

町内住宅の

除却(解体)費補助金

既存住宅を除却（解体）して新築住宅を建築する
若年世帯又は子育て世帯に対して補助金を交付します



猪名川町

補助対象等

補助対象者	猪名川町内在住若しくは町外から猪名川町に転入する 若年世帯 ※1又は 子育て世帯 ※2
要件	次の(1)～(5)のすべてに該当する者 (1) 猪名川町内において、既存住宅※3を除却※4（解体）し、新築住宅※5を建築する者 (2) 事業完了にあたる補助金額確定通知から2年後までに、前号により取得した新築住宅に居住する者 (3) 市区町村民税及び固定資産税を滞納していない者 (4) 猪名川町暴力団排除に関する条例(平成24年条例第7号)第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者等反社会的勢力に寄与するための利用でないと町長が認める者 (5) 「兵庫県空き家活用支援事業」、「猪名川町空き家活用支援事業」、「猪名川町住宅耐震化促進事業」による補助金の交付を受けていない者 ※令和7年7月から開始を予定している、子育て住宅促進区域内で、子育て世帯が良質な戸建て住宅を取得した際に、新築住宅200万円、中古住宅60万円を補助する制度（予定）との併用はできません。 ※交付決定日より前に既存住宅を除却する契約、新築住宅を建築する契約をしたものは対象外となります。 ※転居を伴わない自宅の現地建替えは対象外となります。
補助対象経費	(1) 既存住宅を除却するための工事に要する費用（60万円以上に限る。）ただし、新築住宅を建築するために要する費用は、補助対象経費に含まないものとする。 (2) (1)により生じた廃材等の収集運搬・処分に要する費用 (3) 周囲への安全を確保する上で、除却及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事に要する費用 (4) その他、除却に要する経費
補助金の額	30万円

※1 若年世帯：この事業に係る補助金の交付申請時において、交付申請をする者に係る夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合及び婚約している場合を含む。）の合計年齢が80歳未満の世帯をいう。

※2 子育て世帯：この事業に係る補助金の交付申請時において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（高校卒業前）又は妊娠している者が同居している世帯をいう。

※3 既存住宅：一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる一戸建ての住宅をいう。

※4 除却：建築物の全部を取り壊すこと。

※5 新築住宅：新たに建設され、次のア～エに掲げる設備要件を満たしている一戸建ての住宅をいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用の炊事用流し

ウ 専用のトイレ

エ 専用の玄関

手続の流れ

見積明細書等の準備

- ・見積明細書（建物解体費用等、廃棄物処理費用等、整地費用、重機回送費用、その他諸費用等の内訳が分かるもの）
- ・現況写真
- ・土地と既存建物の売買契約書の写し
- ・新築住宅を建築する予定であることが記載された書類 など

（注意）この時点では工事契約をせず、補助金の交付決定通知を受けてから工事契約をして下さい！

交付申請書の作成

交付申請書の提出

【令和7年10月31日までに】
町都市政策課に提出してください。
※必要書類の詳細はホームページ等をご覧ください。

審査

審査期間は2週間から1か月程度

交付決定通知

必ず交付決定通知の後に工事契約・工事着手をしてください。

工事契約・工事着工

工事完了・代金支払

実績報告書の提出

補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日までのいずれか早い日までに、下記資料をそろえて町都市政策課に提出してください。

- ・実績報告書（様式第3号の1）
- ・収支決算書（様式第3号の2）
- ・除却工事の領収書の写し
- ・除却工事契約書の写し
- ・建物除却内容が分かる除却後の写真
- ・新築住宅の工事契約済みの場合その写し
- ・新築住宅の建物図面

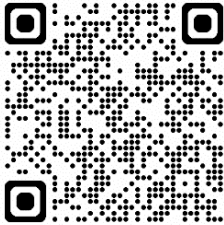
完了検査、確定通知

補助金の請求

補助金の支払い

町から申請者の銀行等の口座に補助金を振り込みます。（請求を受けてから30日以内）

注意事項

注意事項	○ 適切に管理し、売却等をしないこと 事業により既存住宅を除却して新築住宅を建築した後は、事業完了後も適切に管理し、事業の趣旨に反して、他の者に貸付、譲渡、売却等は行わないこと。 ○ 関係法令の手続 市街化調整区域においては、原則として都市計画法等の許可が必要です。また、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。 ○ 管理・活用状況の確認 新築住宅の管理及び活用状況を確認するために、町が事業完了から2年後、申請者及び同一世帯員に係る住民基本台帳の情報を閲覧します。 ○ 他の補助金と重複して補助を受けることはできません 「兵庫県空き家活用支援事業」、「猪名川町空き家活用支援事業」、「猪名川町住宅耐震化促進事業」を利用していないこと。また、他の制度と重複して補助金等は受けないこと。 ○ 補助金の返還について 法令、猪名川町補助金等交付要綱、猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱等に違反があった場合、補助金の支給決定の全部が取り消され、補助金を返還していただく場合があります。
申請	○ 下記期間中に申請書類を町都市政策課窓口に提出してください。 申請期限：令和7年度分は令和7年10月31日まで ○ 様式はホームページからダウンロードをお願いします。 ↓↓空き家活用支援事業補助金（町ホームページ）↓↓ https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/1024/1_2/2934.html 
手続	○ 交付申請後、交付決定を受けた後に除却工事契約、工事着手してください。 ※交付決定前に契約されたものは補助金をお支払いできません。 ○ 令和8年2月27日までに工事と代金支払いを完了し、完了実績報告書を提出期限内に提出してください。 実績報告書提出期限：工事完了から30日又は令和8年2月27日のいずれか早い日
支払い	○ 完了実績報告書の提出後に交付（お支払い）します。

分からないことがあれば
お気軽にお問い合わせください！



《お問合せ》猪名川町まちづくり部都市政策課 TEL 072-766-8704